

## 推進委員会（全体会）

（１）第１回委員会 開催日時：平成 17 年 12 月 2 日（金）9:30～11:00 開催場所：三田市民会館第 1 会議室

### ●委嘱状交付

委員 15 名へ委嘱状を交付

### ●あいさつ（事務局）三田市 竹内助役

事務局から、平成 17 年 11 月 10 日に開催された第 1 回コーディネーター調整会をふまえ、委員長に神原委員、副委員長に水谷委員、細見委員とすることを提案し、異議なく了承された。

### ●自己紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

### ●市人権施策の概要説明について

事務局から、第 3 次三田市総合計画、三田市人権施策基本方針、人権のまちづくり推進体制（三田市人権のまちづくり推進本部、三田市重点研修推進連絡会、三田市人権のまちづくり推進委員会）、現在の人権をとりまく課題など市人権施策を説明した。

### ●三田市人権のまちづくり推進委員会の役割について

事務局から、三田市人権のまちづくり推進委員会の役割について、三田市人権のまちづくり推進委員会設置要綱により説明した。

### ●今後の予定

事務局から今後の予定について説明した。

説明内容：平成 18 年 1 月～2 月に第 2 回三田市人権のまちづくり推進委員会、2 月～3 月に各分科会の開催を予定している。その後 2 ヶ月に 1 回くらいをめどに委員会か各分科会を開催する予定であるが、今後の会議の展開により毎月集中的に開催した方が良い場合、開催間隔を空けた方が良い場合等がでてくる可能性もある。そして平成 19 年 9 月～11 月くらいに報告書を作成いただき、1 期目の成果をふまえ、2 期目委員会の内容・分科会を決める予定である。

### ●質疑応答、フリートーク

#### <委員会の周知について>

（委員） 市民に開かれた形にするなら、休日か夜に会議を開催するなどの必要があるのではないか。

（事務局） 委員の公募をさせていただいた時、開催については、平日の昼の時間帯に会議を行うことを案内していたので 1 回目はそのようにさせていただいた。しかし、2 回目は委員の都合により夜、休日も含め決めていただいたら良い。

（委員） 委員会自体が市民に知られていないことが問題であり、何をしているのかを市民に伝え PR していくことが大切である。

（委員） 委員会の開催を市広報紙「伸びゆく三田」に掲載し市民に周知してはどうか。

（事務局） 2 回目の委員会開催の市民への周知方法については、市広報紙、ホームページなど委員会での意見をふまえ検討したい。

#### <委員会の構成等について>

（委員） 人権に関する相談を受けるのは地域の問題が多いので、自治会で把握している人権問題は多い。自治会ならば現実におこっている人権問題を的確につかめる可能性があるので、委員会へ自治会関係者を入れる必要があるのではないか。

（委員長） 三田市人権のまちづくり推進委員会設置要綱第 2 条第 3 項の規定により自治会関係者に意見を聞くため必要に応じて出席してもらってはどうか。

（委員） 任意ではなく、委員として入れてはどうか。

（委員） 自治会関係者に話を聞くというのは必要だが、委員会というのは基本的には同和問題をはじめとする差別を三田市でどうとらえ、またどうすれば差別のないまちづくりができるのか検討する委員会であると考え。人権の定義を共通認識する必要がある。

（委員） 2 期目の人選の時に考えるべきであり、今は今後の進め方を検討すべきである。

（委員） 団体の推薦で委員になっている場合、委員の任期途中で団体の役員が交代すればどうなるのか。

（事務局） その団体の役員をやめられた場合、またその団体を離れられた場合等個々判断させていただくが、基本的に引き続き委員をお願いしたいと考えている。

（委員） 事務局が人権推進課と人権教育課と 2 つあるが、委員会のことで相談するのはどちらにすれば良いのか。

（事務局） 委員からの窓口は基本的には人権推進課であるが、ケースにより教育問題等人権教育課に相談してもらっても良い。

#### <「人権」について>

（委員） 「人権」の定義がある程度委員共通のものにならないと個々の議論になり、人権のまちづくりにつながらない。

（委員） 「人権」の定義は、専門家ではない素人には難しい。子ども、外国人等問題があった場合事務局はどう考えるのか、委員はどう考えるのかが重要ではないか。

（委員） 「人権」とは何かという定義は難しく、もしできても一般の人には理解できない。しかし、人権侵害があり差別されることがあれば誰でもそのことに気づく。

（委員） 「教育基本法」第 1 条にあるように、働くことや責任を重んじ、個人の価値を尊ぶ健全な心を育てることが、誰もが疎外されることがない人権のまちづくりにつながるのではないか。

(委員長) 「人権」の専門家かそうでないかという線引きはできない。人間として自分の問題として関わっていききたい。

(委員) 一人ひとり人権をもっており、みんなその都度人権については社会とのかかわりの中で感じている。

(委員) この問題については分科会で議論すれば良いのではないか。

(委員長) 行政、委員が人権のまちづくりを進めていくうえでの「人権」についての一定の共通理解は必要である。それを分科会、委員会できょうとらえてはどうかという問題提起も必要であるが、どう進めるかは今後の課題である。

#### <分科会について>

(委員) 市民に対する啓発はどうするのか等目的をもって議論しなければ争点がぼやけてしまう。

(委員長) 目的の設定は重要であるが、委員会が今後どう進んでいくのか決まっているわけではないので、委員会、分科会で目標自体も決めていくことになる。そのたたき台をつくるのは分科会の役割である。

(事務局) 三田市人権のまちづくり推進委員会設置要綱別表に記載されているように、分科会にはそれぞれある程度目的が決められている。A分科会では、現在の状況から人権条例が必要かどうか議論いただき、必要であれば内容も検討いただく。また、B分科会では、人権オンブズパーソン制度を導入するかどうか、C分科会では人権施策の評価について検討いただき次期以降の施策に反映させていくことになる。

分科会に分かれれば目的をもって話し合いいただけるのではないかと考えている。

#### ●その他

委員会の傍聴要領について事務局から説明した。

(2) 第2回委員会 開催日時：平成18年1月19日(木) 19:00~20:30 開催場所：三田市民会館第1会議室

#### ●開会あいさつ (神原委員長)

#### ●前回会議録の確認について

第1回委員会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

#### ●市人権施策の概要説明

事務局から、今までの人権施策の取り組みと成果及び人権をめぐる状況、人権施策基本方針の概要等について説明した。

#### ●フリートーク(テーマ「人権に関して、自分が日頃感じる課題について」)

委員それぞれの立場で、人権に関する経験や実態などを通じた発表を行なった。

#### <内容>

- ・ 多くの市民にとって人権が特別でかけ離れたものになっている。人権は自分も含めて全ての人を持っているものだというのを誰もが思えるようになれば良いと思う。
- ・ 自尊感情という受け皿がないと人権について学習しても効果があがらない。みんなの自尊感情が高まるようになればよいと思う。
- ・ P T Aの同和教育、解放学級を通じて人と人とのつながりができた。あらゆる差別の解消ということで人権教育という表現があるが、同和教育を大切にしていきたい。
- ・ すべての人が人権を自分にかかわりのあることだと感じて、差別をなくす主体者にならないと差別はなくなる。人権侵害に対する被害者救済体制の整備については、委員会で議論を重ねて方向性を見つきたい。
- ・ 自分の人権の大切さを理解できてはじめて相手の人権について考えることができる。一人ひとりが自分の人権について学ぶ気持ちが重要である。
- ・ 少子高齢化の中で、今後は子ども、高齢者の問題に重点をおいてはどうか。市人権施策基本方針に掲げる具体的施策は多岐にわたり、どれが重要、緊急課題であるか分からない。
- ・ 市人権施策基本方針に掲げる具体的施策の半分は福祉に関するものであるが、福祉施策が人権施策といえるのかどうか疑問に思う。また、人権侵害の定義があいまいである。
- ・ 障害をもった人が自然に社会で暮らせるようになれば良いと考える。障害者はまだまだ社会に受け入れてもらっていないと考えるので、まず見守り、接してもらってその人を理解してもらいたい。
- ・ どうすれば人を差別しない生き方ができるかを考えることによって、日本における外国人や障害者等への差別が見えてきた。差別を受ける当事者以外の人たちが自分の問題として考えることが重要である。
- ・ 外国人に関しては、管理する法律はあっても保護する法律がないので、その整備が必要である。EUや韓国では定住外国人への地方参政権を認めている中で日本では認められていない。10年後、20年後に住んでいる人の視点で地域づくりを行なうために市民は考えを変える必要がある。
- ・ 市人権施策基本方針に掲げる具体的施策にあるすべての項目で生活が保障されなければ、平等に生きることができない。
- ・ 差別に対する認識が低いため、差別をした人も、差別をしたという意識がない。自分自身、他人についての考えが及ばないために、誤った行動、発言が差別という形ででてくる。人権について市民意識向上のための研修が必要ではないか。
- ・ 介護を必要とする高齢者等のプライバシーの確保など、自分で意思表示ができない人の人権をどう守っていくのが課題である。
- ・ 障害者が暮らしやすい生活を実現するために、自分ができる範囲のことをやろうと心がけている。
- ・ 生きづらい、不便な社会だと思う人がある限り、そのことすべてが人権問題である。差別されている

とと思っている人が、声をあげやすいシステムが必要である。

<総括等>

(副委員長) コミュニケーションは、差別と深く関わっている。コミュニケーションの中で差別がおきており、どうコミュニケーションをはかるのが問題である。

(副委員長) 人権は根本的な問題であり、あらゆる領域にまたがっているにもかかわらず、「女性問題」「高齢者問題」など個々の問題が専門というように自分の領域を固定化してしまいがちである。また、三田市(行政)もそれぞれの課が領域に分けて人権問題を考えがちである。しかし、一人がいくつもの差別の領域に複合的に関わっている。実際の差別は多様な要素を含んでいるが、この委員会はいろいろな立場の人が集まっており、具体的に差別について考えることができるのではないかと。

(委員長) 差別は、差別する人がいるから起こり、差別する人は、親、地域、学校などで差別することを学ぶ。差別をなくすためには子どもをどうしたら差別する人にしないか、だと思う。そのためには、親、教師、地域の大人が重要である。分科会ではそこから考えていきたい。

委員からの意見は、どれが正しい、どれがまちがっているという結論を出せるものではなく、それぞれ深い、大きな問題である。福祉、医療、教育、地域での生活、法律と人権がどう関わっているのかを、具体的に市民にもわかりやすい方法を分科会で検討していきたい。

●今後の進め方

今回は2月中旬から下旬に、委員会と3つの分科会を同時開催することとなった。

●その他

事務局から、委員会開催について市広報紙「伸びゆく三田」で市民への周知を行なってはどうかという前回委員会での提案について、市広報紙「伸びゆく三田」1月15日号及びホームページで第2回委員会開催等の内容について掲載されたこと、また今後は市広報紙「伸びゆく三田」の紙面の都合から、「同和教育さんだ」での周知を検討するということが報告された。

(3) 第3回委員会 開催日時：平成18年2月23日(木)19:00~20:35 開催場所：三田市民会館第1会議室

●開会あいさつ (神原委員長)

●前回会議録の確認について

第2回三田市人権のまちづくり推進委員会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●オリエンテーション

事務局から、第1回分科会の進め方等について説明した。

●分科会の報告について

各分科会で議論された内容について、各分科会コーディネーターから報告した。

(委員) A分科会(人権施策の推進に関する分科会)では、当面子ども、児童に関する問題に重点的に取り組むのか。

(副委員長) 今日は、分科会として重点的に取り組む方針で子どもに関する問題を取り上げたのではない。分科会のテーマに関して重要な課題であると考えられる事柄について委員それぞれの意見を聞いたところ、子どもに関する問題についての意見が多くてた。

(委員) 例えばA分科会(人権施策の推進に関する分科会)が子どもに関する問題に重点的に取り組む場合、C分科会(人権施策評価システムの構築に関する分科会)でも同じ問題を重点的に考えていく必要があるのか。

(委員長) 各分科会の整合性、関連性を同考えるのかと言う問題については、現段階では、まだ決まっていない。今後委員の意見をふまえて委員会としてどうしていくか判断していくことではないかと考えている。2年間という委員の任期の間にはできることは限られており、将来的には重点的に検討する項目の設定は必要であると考えられるが、現段階では現状の問題について幅広く議論をしていきたいと考えている。

今回は全体会なしで、分科会がそれぞれの個別開催になると思う。今日は、分科会で委員が自由に意見交換できる雰囲気づくりができ、この次に何をしていくのかという課題が少しずつ見えてきたのではないと思う。

(4) 第4回委員会 開催日時：平成18年8月28日(月)19:00~20:50 開催場所：まちづくり協働センター講座室

●開会あいさつ (神原委員長)

●前回会議録の確認について

第3回分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●各分科会の進捗状況報告及び質疑応答

(A分科会報告内容)

人権施策の推進にかかる分科会ということで、三田市の人権施策全般においてどのようなことを行うのかを総合的に考える分科会だと理解している。行政と市民、事業者の3つの主体がそれぞれどのような役割を果たしていくべきかを明確にしていくという課題が与えられている。それから、人権施策に関する方向性を検討するというので、単なる人権に関する条例という理屈や理念だけではなく、実際の救済措置などを含んだ総合的な条例のようなものを考えてほしいというのが、当初の我々に与えられた課題だった。

最初は委員一人ひとりの考えとか人権に関わったきっかけということから話を始め、現在三田市に住んでいてどのような問題を感じているのかを自由に話した。その中で、話題の中心となったのが、子どもの問題であった。特に、外国籍の児童のさまざまな問題が大きな焦点となった。それから、個人と行政の

中間に位置するような公共空間としての地域コミュニティが果たす役割や意義を、もう一度検討したり議論する必要があるのではないかという事に話が集中した。人権に関わるさまざまな問題について、実効性のある機能をもった人権センターのようなものが必要ではないかということであった。

第3回目は、主に三田市の外国籍児童の教育の現状や差別事例、相談事例について事務局から報告を受けた。また、最近の差別事例に関して委員から報告があった。具体的にいうと、行政書士による戸籍謄本等不正取得の問題や身元調査事件についての報告、そして改正入管法だとか最近の国連の動向について報告があった。最後に、人権啓発・相談から行政の人権施策の実施までを総合的に統括できるような組織が必要ではなからうかという議論をしてきた。

外国籍児童の問題について、三田市の小中学校で日本語の支援を必要とする外国籍の児童がどれだけいるのかを把握しておく必要があるのではないかということが委員から出された。もう1つは、日本語の支援が必要な外国人ばかりではなく、民族性が異なる外国人児童について、彼らの民族性に配慮した学校環境を整備し、自分たちの民族性やルーツ、その他さまざまなものが尊重されるような環境を整備して、同じ民族の子ども同士との交流の場や機会もつくっていく必要があるのではないかという指摘もあった。また、その保護者についても交流がないため、問題解決に支障があるのではないかということであった。

これらの課題解決のためにも、人権センターでその役割ができればよいという意見もあった。地域の実情を踏まえ地域に根ざしたものとして、解放学級などをモデルとした地域づくりの可能性があるのでないか。外国人児童だけでなく、日本人児童においても、地域社会で育っていく環境づくりが必要ではないかという指摘もあった。人権センターを単なる相談施設や教育・啓発施設というだけでなく、問題発見をしていき行政と一体となった施策に連動した実際に効果のある組織というものの構想が考えられる。

#### (B分科会報告内容)

B分科会の課題は、相談体制・苦情処理システムについて検討することになっている。これまでの分科会で、1・2回目は人権についての理解や日常生活の中で人権にどう関わっているのか、問題を感じているのかを自由に意見交換をした。その中で、日常生活のトラブルや子どもの人権について三田市ではどういう取り組みがなされているのかという意見が出てきた。そして、3回目に三田市の福祉分野である家庭児童相談員と市の職員に話をしていただいた。特に、三田市の子どもに関わる相談体制、その中でも虐待のおそれがあるという相談や実際にあったときにどういう体制を取るのかについて、具体的なデータを踏まえながら話していただいた。

その中で見えてきたことは、関係者の間で会議をし、速やかに保護したり保護者をサポートするなど個々のケースに対応していたことであった。虐待が起こってから対応するだけでなく、いかに防止していくかということで、子どもや若者に虐待しない親になるサポートをしているかという課題がある。また、虐待を受けた子どもを単に施設に入れ親子分離するだけでなく、ある程度期間をおいて親へ返すというサポートをどのようにするのかという課題も見えてきた。そして、相談件数が増えているにもかかわらず、職員数が増えないとか予算措置が十分でないということも見えてきた。

三田市では子どもを保護する施設がない。従って、深刻な虐待や緊急に保護しなければならない場合、あるいは親子分離をしないといけないという場合、ケース会議をして措置をするというときに、三田市では対応できずに近隣都市の施設に子どもを保護するということがある。そういう課題も見えてきた。それから、学校での対応が不十分ではないかという意見もあった。

三田市全体の相談体制について、住民同士の人権侵害事件が起こったときにどこに相談するのか、相談先が明確でない。相談しても、どこまで公的に対応してくれるのか、強制措置が取れるのかということ、そういう強制力は三田市にはない。法務局へ申し立てても、調査権がないとか強制執行できないということがある。その他に、緊急のときの相談窓口はどうか、相談窓口が市民に周知されているのか、まだまだ課題はある。三田市にいろいろ相談窓口があるが、その連携が取れていない。市民にとって、わかりやすくなっていないのではないか。子どもや障害者など自分で訴えることができない場合があるので、川西でやっているような子どもオンブズパーソン制度などの検討の余地があるのではないかという意見も出ている。

これまで検討できていない部分として、苦情処理について議論が必要である。

#### (C分科会報告内容)

1回目の分科会は人権についての関わりについて、ブレインストーミングをした。C分科会は人権推進のための評価システム構築ということが課題なので、実際にどのように評価すればよいのか、またどのような評価システムをイメージするのかということから確認を行った。

2回目の分科会はそれを受けて、直接的な人権の評価の事例がなかったので、生涯学習の評価システムや学校・教育評価の事例を参考とした。その中で、古い評価の考え方である評定というカレッテルを張るだけの評価ではなく、教師を伸ばしていくような評価、これからの評価はどうあるべきかを論議した。

3回目の分科会はそれまでの意見をまとめて、人権施策評価のキーワードを以下のとおり抽出した。

- ・ 客観性・公平性だけでは評価できない
- ・ 経済性、費用対効果だけではめっちゃくちゃになる
- ・ 侵害事件をゼロにし、市民意識を高揚させ、市民活動を励ます評価
- ・ 多くの市民が関われる、また目覚めるような評価
- ・ 成果を求めるのではなく、発達・促進させる
- ・ 施策を進める上で、人権が尊重されているかという視点
- ・ 改善・見直しという視点、市民にとってどうかという評価
- ・ 市民自身も主体者であるというスタンス

- ・ 統一的プラスいろいろな視点・切り口からの評価、双方向的な評価

これらを踏まえ、評価主体や評価指標をどうするのかなどを今後詰めていく。また、評価の枠組みとして、評価の対象は市の施策を中心としながらも市民活動を含めた三田市全体の人権状況や活動の評価をめざす。評価の目的として、全ての市民の人権状況を改善・促進する、すなわち人権施策を発達させ市民活動を励まし活性化し、人権意識の高揚を図ることとした。評価の視点は、必要性、民主性、豊かな人間性、効率性、費用対効果、有効性、参画性、協働性、公共性、社会性、啓発性など、現段階では仮説的案なので細部を詰めて再検討する。次回以降は、より細かな内容の評価基準をどうするのかなど検討していきたい。

●今後の運営についての情報交換

- (委員長) 各分科会の進捗状況報告を聞くと、よく似た意見がある。A、B、C分科会の内容に関わらず、これから意見交換したい。また、委員会全体としてこんなこともしないといけないという検討課題も出してほしい。
- (委員) 人権施策は国も県もやっているが、そのつながりが無い。児童虐待、人権擁護委員、子ども110番など、国・県と市の連携が必ずしもできているとは言えない。この推進委員会では、国・県をどう利用できるのかを考えてはどうか。
- (委員長) 児童虐待については、県でないと措置が取れない場合があるので、現状でも既に連携している部分もあると思う。
- (委員) DVで悩んでおられる方の中には、本人が恐怖とこれから先のことが不安で、また二次虐待も考えられるので相談に行ける状態でない人もいる。どこまで支援とか救済ができるのかという部分で、相談だけでなくそれ以外に市民が本当は何を求めているのかがわからない。
- (委員長) DVのケースは相談して解決できるものではないので、子どもを連れて家を飛び出してもその先どうなるのか、住むことやお金はどうするのかなどという問題がある。相談しても不安であると感じると、なかなか一歩が踏み出せない。
- (委員) 行政で100%対応することは無理で、本人自身が解決しなければならない問題であるが、その後押しという面での行政の役割はあると思う。
- (委員) 分科会でそれぞれ別々の課題に取り組んでいるが、もっと総合的な全般的なものを1つ作っていく必要があるのではないか。人権センターの話が出たが、具体的なものをどう作っていくかというものが無いと話だけで終わってしまう。ある程度、推進委員会としてのゴールを決めないといけないと思う。
- (委員) 大きな視点も大事だが、細かいところにも重要なものが隠れていると思う。それは生活観であり、自分たちが肌で感じている人権感覚だと思う。細かいところも見えていかないと、抜け落ちた部分で実際の機能がうまくいかないことにもなる。無駄な議論になるかもしれないが、細かいところを見てきたというところに推進委員会の評価をもっていきたい。
- (委員) 各分科会で、ある程度の方向性は出ていると思う。最初は何をしたらよいかかわからなかったが、3回の会議の中で何か見えてきた。決して無駄な分科会ではなかったと思う。
- (委員) 税金を使って推進委員会を運営しているので、市民にとってわかりやすい何かを還元しなければならないと思う。
- (委員長) ゴールは大したものでもなくて、何か大きく一歩を踏み出すとか市民が人権侵害で我慢しなくてもすむ相談体制が見えてくるということだけでも、私は大きなことだと思う。人権は誰かに守ってもらえるのではなくて、自分でできることは何かというときに、身近に相談できるところがあるというのが大きな人権推進だと思っている。
- (委員) そこへ行けば相談できるということを市民が普段から感じられるような、駆け込み寺的な相談窓口が必要だ。相談しても大丈夫だ、救済体制があるということを知らしめれば、相談者の背中を後押しすることにつながる。国や県の制度も利用できるものは利用すればよいが、三田市としてそれを上回る施策を作っていくような議論ができればよいと思っている。
- (委員) 今まで人権施策はいろいろなされてきていると思うが、人権センターやオンブズパーソン制度などの話でも、先進事例を参考に三田市民にとってどういう風に工夫したらよいかを市民の目線に立って我々が検討することが大事だと思っている。細かい視点も大事という意見もあったが、それを取り入れられるシステムを検討し、先進事例を上回る三田市の施策を作るべきではないか。
- (委員) 女性施策については、国も県も後退している。そういう意味で、国や県と連動していると後退することもあるので、三田のオリジナルを重視する必要があると思うしその方が誇りももてる。
- (委員) 人権センターについては、地域に市民センターというものがあるが、そういう具体的なもの、総合的なものを作らないといけないということまで答申すべきではないか。
- (委員長) A分科会で出ている人権センター構想は、単に施設を作るのではなく、そこでどんな機能が必要か、どういう人権推進の効果的な取り組みができるかを検討している。それから、その中に入る人の問題もすごく大きい。
- (委員) 人権センターの話も出ているが、大阪府のように条例できちっと差別禁止をしていくとか、いろんな人権施策をどう推進させていくのかという部分がA分科会の責務かと思う。建物だけでなく、機能や活動をどうしていくのかということだと思う。
- (委員) 外国人の場合、地域振興券が配られないなど国の施策の人権侵害もある。このような人権侵害があった場合、市の条例でそれを救済するなど明確なものが作れないかと思う。しかし、選挙権など選管法があってできないものもあるのではないかと思う。
- (委員長) できないことがあっても、国に対し要望してもよいと思う。三田がその取り組みの拠点になるとか、

三田が外国人にとって住みよいまちになればよい。

(委員) 実際にこの推進委員会でそのようなことを決定したとしても、行政の方では可能なのか。

(委員長) この推進委員会で決まったことは市に提言として出して、そのとおりにできるかどうかは次の段階の問題としても、総意として出すからにはその意見は尊重されるものと思っている。

(事務局) 推進委員会を立ち上げたのは、市は行政として主体性をもって人権施策を進めていかなければいけないが、人権のまちづくりというのは行政だけでは推進することができないので、市民の皆さんの参加をいただきながら一緒になってめざすまちづくりをしようということで今回委員の皆様をお願いしたところである。従って、市がやっている現行の施策について諮問する、諮問機関というイメージはもってない。今日の話のように、市として施策化していかなければならない提言もあると思う。市もどのように施策が展開できるのかは行政の責任で判断するが、施策化するなら推進委員会と一緒に考え、一緒に推進するというスタンスである。

(委員長) 三田市民として誇れるまちづくり、人権を大事にしているまちというのが見えてきたと思う。そのためには、何が必要かなど具体的な方向づけを考えていけばよいと思う。推進委員会の中では自ら制約はしないで、できるかどうかは別として、ある程度は夢を語り合ってもよいと思っている。

(委員) 本当に人権が尊重できているまちづくりというのはまだ未知の領域だと思うので、どこにもない、どこにも負けない人権のまちづくりができればよいと思う。

● (仮称) 人権を考える市民のつどいについて

推進委員会として何か関わりをもつことに対し、前向きに検討することとなった。具体的には次回に再提案することとなったが、委員長からパネルディスカッションに委員が参加してはどうかという提案があった。

● その他

今後の運営については、コーディネーター調整会でもう少し詰める。次回の日程としては、9月28日に第5回推進委員会を予定している。その後分科会に分かれて、さらに課題をより深く検討していただきたいと委員長から報告があった。

事務局から三田市中和教育研究協議会で市民意識調査をするという報告をし、委員長が調査項目についての要望があれば事務局に申し出るよう連絡した。

(5) 第5回委員会 開催日時：平成18年9月28日(木)19:00~19:30 開催場所：まちづくり協働センター多目的ホール2)

● 開会あいさつ (神原委員長)

● 前回会議録の確認について

第4回三田市人権のまちづくり推進委員会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

● 今後のスケジュールについて

事務局から、次の点について説明した。

①10月から12月にかけて分科会の個別開催をする。

・分科会で開催時期、回数は自由に決める。

・内容は、中長期の展望ビジョンの内容、12月23日に開催する(仮称)人権を考える市民のつどいの分科会発表の内容等について検討する。(仮称)人権を考える市民のつどいについては、必要に応じて関係者調整会を開催する。

②1月から3月にかけて分科会の個別開催をする。

・平成18年度の実績報告の内容、平成19年度の事業計画について検討する。

③2月から3月に第6回委員会(全体会)、第7回コーディネーター会を開催する。

・平成18年度の実績報告、平成19年度の事業計画について検討する。

● (仮称) 人権を考える市民のつどいについて

事務局から次の点について説明した。

・三田市人権のまちづくり推進委員会は、前回の決定を受け、人権を考える市民のつどいに協賛する。

・15:00~15:45に、(仮題)「人権のまちづくりに向けた市民のメッセージ」ということで、事務局による三田市人権のまちづくり推進委員会の活動紹介(5分)、各分科会による活動発表(各10分)、会場参加者からの自由な意見提言とまとめ(10分)を行う。

(委員長) 各分科会の活動発表について、最小限その発表方法等についてこの全体会で決めておいてはどうか。

(委員) 各分科会の発表では分かりにくいので、委員会全体でどういう方向に進んでいるかを分かりやすく発表するべきではないか。

(委員長) 3つの分科会があるとか、その分科会は何を課題にして検討しているのか知らない市民も多いと思う。各分科会で、コーディネーター以外の分科会のメンバー1人か2人で、分科会でどういうことを話しあっていて、どういうことを課題だと考えているのかということ、10分で報告するということが良いと思う。報告の仕方は分科会で検討するというでどうか。

(副委員長) 事務局が、活動紹介をする時に、そもそもこの委員会はどういう趣旨で3つの分科会に分かれているのかということの説明が必要だと思う。それで全体を理解していただいたうえで、それぞれの分科会での具体的な検討内容、まだ結論がでていないということがなくても、中間段階で、既成のことにとらわれずに自由に議論しているということを正直に伝えることが大事だと思う。現在の議論の中身を整理して、そのまま伝えるのが良いのではないか。

(委員長) これを実現したいということだけではなくて、今問題として分かっていることで解決策が分からない事柄も含めて発表したら良いのではないか。議論している内容を知ってもらうことが重要ではないか。

(委員) 今回は各分科会のコーディネーターに報告していただいて、来年に委員が報告するというものでは

どうか。

(委員長) コーディネーター以外の委員が報告を行うこととしたい。分科会で誰が報告するのか、どういう形で報告するのか、誰が原稿を書くのかということも決めていただきたい。

●三田市同和教育研究協議会の市民意識調査について

三田市同和教育研究協議会事務局（人権教育課）から、市民意識調査を三田市人権のまちづくり推進委員会と連携して行う旨説明した。

・委員が市民意識調査の質問項目に対し意見・要望があれば、10月14日までに事務局に伝える。

(6) 第6回委員会 開催日時：平成19年4月26日(木) 19:00～19:30 開催場所：まちづくり協働センター多目的ホール2

●開会あいさつ (神原委員長)

●事務局の人事異動及び分科会担当変更について

事務局から、事務局の人事異動を説明し、それにともない分科会担当が、下記のとおり変更になったことを説明した。

A 分科会：村林人権推進課長、岡崎人権教育課長

B 分科会：岡崎人権教育課長、福井人権推進課事務職員

C 分科会：川田人権推進課課長補佐、山本人権教育課課長補佐

●各分科会活動報告書の確認について

各分科会コーディネーターから各分科会活動報告書の概要を説明した。

(委員) 平成18年度B分科会活動報告書26ページに法務省の人権相談体制との連携ということが記載されている。法務省の人権相談体制との関わりの中で三田市の人権相談・救済体制も考えているのか。

(コーディネーター) 法務省の相談機関とは別に、三田市でできることを考え実現していきたいと考えている。国レベルでできること、市レベルでできることは違う。子どもが気軽に相談でき、子どもと一緒に問題を解決できるような機関を考えている。

各委員から特に異議なく、平成18年度各分科会活動報告書は了承された。

●今年度のスケジュール(案)について

事務局から、今年度は、9月下旬までに提言書の内容がほぼまとまるように、各分科会を開催していく予定であることを説明した。

(7) 第7回委員会 開催日時：平成19年10月2日(火) 19:00～21:00 開催場所：まちづくり協働センター多目的ホール2

●開会あいさつ (神原委員長)

●提言書について

(委員長) 提言書の案について、意見をお願いしたい。

(委員) 人権センターについて協議してきたが、今までの機能である展示や講習だけでなく、調査・研究や人材育成、市民との協働機能など、もう一步踏み込んだ内容となっている。

(委員) 相談に来られた場合でも、相談だけでなくアドバイスをするなどそこで解決できるサービスを人権センターで提供できる機能も必要だ。

(委員) 行政の組織としての1つの窓口ではなく、トップが指示して動いていけるような、下からではなく上からでないと動けないことがあるので、組織を横断的に統括するような組織が必要だ。

(委員) それぞれの相談窓口が市民から信頼されていなければ、相談窓口は成り立たない。トップの指示や統括的な組織で動くとなると、それぞれの窓口の信頼は得られないし、トップの判断が間違えるとすべての窓口に影響を及ぼすことになるのではないかと。

(委員長) 統括する組織に対するイメージが違うかもしれない。絶対的な権限を持つようなイメージと、組織を串刺ししたようなイメージとがある。他の部署に影響力のない縦割りでは困るので、組織として独立はしていても、人権に関してはすべての組織にかかわりを持てるような組織が必要ではないかと。

(委員) 三田の人権センターはこうあるべきだというものはないのか。

(副委員長) 三田固有の問題については時間的にも議論できなかった。大きな方向性から考えていくと、行政と市民のつながりを持たせる機能が重要である。そして、縦割り行政に横のつながりを持たせた組織ができないかを議論した。三田の特色として、行政と市民が恒常的に情報交換し議論できる場をつくることである。相談機能の場合でも担当の窓口を案内する総合窓口ではなく、いろんなアドバイスが受けられる窓口が人権センターには必要だと思う。

(委員長) アドバイスする人材にも限界があるので、必要な窓口の職員に人権センターへ来てもらい、一緒に協議をすることも考えられるのではないかと。今までは担当課へ行ってもらっていたものを、担当者が集められるという逆の発想もある。既成の人権センターのイメージを払拭し、市民と行政が協働していく新しいイメージづくりをしなければならない。

従来では相談者を救済してあげるといったイメージであるが、オンブズパーソン制度では相談者が自分で解決できるお手伝いをするというイメージである。相談者がどういうサポートを望んでいるのかを選ぶことも重要である。相談者が自分で解決するプロセス自体が教育機能となるし、エンパワーメントになっていく。オンブズパーソンもオンブズパーソン制度をきちんと説明する必要があるし、そのことが啓発にもなる。教育・相談・啓発とそれぞれ別々に捉えるのではなく、総合的に捉える必要がある。そこに子どもが関われば、将来その子どもたちが三田を支え、人権のまちづくりにつながると思う。

(委員) 被害者と加害者で区別するのではなく、苦しみを理解してくれる人がいたということで解決できる場合もある。また、謝ってほしいという人もいる。加害者も自分が間違っていたと気づいてくれること

もある。いろんなパターンがあるので、総合的に機能できればよい。

(委員) 相談窓口に行けば解決してくれるのではなく、自分が主体的に動かないと解決できないという発想は今までになかったと思う。その周り人たちも差別に気づくかもしれないので、教育・啓発に非常によいと思う。

(委員長) 子どもの問題でも、子どもがエンパワーメントすると同時に、そこに関わる大人もエンパワーメントできると思う。そのエンパワーメントが周りにも波及していくということが、ロマンであり実現したい。

(委員) 人権問題が解決するというのとは、どういうことをいうのか。例えば、隣人の騒音問題で裁判を起こし有罪となっても、自覚がなければまた繰り返す。両者が話し合って納得しなければ、真の解決にはならない。近隣のトラブルが非常に多いので、人権センターの調査・研究のテーマに入れてほしい。

(委員長) 加害者と思われていても、実は被害者だったということもある。じっくり話を聞いてあげれば、歩み寄れることもある。すべてが問題解決できるとは思わないが、調整機関としてやれることは限界までやることである。限界を超えれば、裁判や人権侵害救済の申し立てなどに頼るしかない。

(委員) 評価についても発想が変わった。ABCや123など、できているかいないかという値踏みをするものと思っていた。しかし、評価することが、励まされたり、発展することがあるということを知ってすばらしいと思った。評価をすることで、みんながそのことに関われ、人権を基本においた施策が実現するのではないかと。今回の提案はまだ未完了であるが、たたき台ができたことに意義があると思う。

(副委員長) 評価は、実際にやってみないとわからないと思う。また、やりながら手直しをどんどんしなければならぬ。その制度が何のためにあるのかということも、多くの人にわかりやすい言葉で説明し、合意ができていけば大きな間違いは起きないと思う。

(委員長) 評価システムがPDCAサイクルの中に入っていることで、課題がプラスになって反映される。エンパワーメントにつながる循環型のシステムになっていることがよい。以前と比較してどうなったか、よくなったか、がんばったかということで、今まで評価と発想が違うと思う。

(委員) 人権施策の評価を通して自分はどうか、自分の活動を見つめ直すということがきちんと視点としてあげられており、すごく大事な部分であると思う。

(委員) 市民活動団体にヒアリングをしたが、その時は非常に構えておられた。値踏みではなく活動を励ますという目的が理解されないと不信感を煽り、自己評価においても素直に評価してもらえないのではないかと。評価のイメージを変えないと、事実がなかなか浮かび上がらない。

(委員長) 今回の提言書の内容はいろいろ発想の転換をしているので、行政に理解してもらうためにどう説明するのが試練だ。さらに、市民に理解していただくことが大きなハードルである。これを考えること自体も、研修となっていこう。これも自己啓発であるし、他者への啓発でもある。提言書をまとめるプロセスも学習であったが、これを説明していくこともまた学習である。

(委員) 今までの議論を聞いてみると、「救済」という表現が人権を考える上で妥当なのか疑問が湧いてきた。相談者ががんばってもらわないといけませんが、がんばれない人もいます。そういう人に「救済」という内容が、果たして適切な表現なのか。

(委員長) 「支援」とか「エンパワーメント」という方が適切だと思う。

(副委員長) 「支援」という表現でよいと思う。

(委員長) 他に意見はないか。なければ、これでみなさんの了解を得たということで、提言書の微修正についてコーディネーターに一任をお願いしたい。しかし、まだ時間があるので、修正意見があれば事務局まで申し出てほしい。

12月の人権を考える市民のつどいで提言書を市長に授与する予定であるが、全員で渡したいので是非参加いただきたい。

## ● 2期目の方向性について

(委員長) 2期目の方向性について、1期目で提案するのは僭越<sup>せんえつ</sup>だと思う。しかし、要望として1期目の積み残しを2期目で検討いただきたいと思う。これは、事務局預かりにしたいと思うが、他に意見はあるか。

(副委員長) 2期目は、この提言書の内容の実現に向けた手順になると思う。

(委員) A分科会とB分科会の内容が重なっている部分がある。一緒にやった方がよいのではないかと。

(副委員長) 実現に向けてもう少し具体的に検討する必要はあるが、実現段階になるとそこには行政も一緒に入ってほしい、推進委員会そのものが市民と行政と一緒に進んでいくことになる。

(委員) 2期目で人権センターの設置までいけるのか。

(委員長) 個人的には、1期目で骨格ができたので、2期目では肉付けをして実現までもっていきたい思いがある。

(委員) 評価システムの稼働は一定のたたき台ができたので、これからは分科会を離れて全体でやった方がよい。専門的などころまでできているので、A Bの内容も含めて総合的に進める方がよいのではないかと。

(委員) 評価システムは具体的にやってみないと問題点がわからないので、実施に移行してほしい。

(委員長) 評価シートの文言は、もう少しわかりやすい表現に変えていただきたい。

2期目に向けては、具体的な中味の検討と会議形式を協働という視点から行政や臨時の委員などみんな一緒に円卓形式で議論していきたい。

(委員) 事務局としての将来的な展望はどうなっているのか。

(事務局) 2期目としては、1期目の活動を踏まえて提言書をベースにより効果的な制度や実現へのスケジュー



ールを議論していただきたい。今後は、分科会の構成も含めて、具体的にはコーディネーターと調整していききたい。

●人権を考える市民のつどいについて

事務局から開催要項案を説明し、委員への参加と所属団体への参加呼びかけ依頼を行った。(委員からの指摘事項があり、一部内容について検討することとなった。)

●三田市同和教育研究協議会市民意識調査について

事務局から現在の進捗状況を説明した。(その結果は2期目の人権のまちづくり推進委員会へ報告する予定である。)

●閉会あいさつ (殿垣総務部長)

## A分科会

(1) 第1回分科会 開催日時：平成18年2月23日(木) 19:10~20:10 開催場所：三田市民会館第3会議室

(コーディネーター) A分科会をご存知のように人権施策の推進について具体的方策を検討する分科会です。本日は自己紹介を兼ね、各委員が人権問題に関わってこられた事や分科会のテーマについて考えておられることを出していきたい。

私が人権問題に関わるきっかけは、大学の同僚から声をかけられ、大学で行っている人権問題に関わる色々なセッションの会に入ったのが勉強の始まりです。その同僚が亡くなった後、人権関係の授業を引き継いだのです。特に、私は外国人の人権に関心をもっています。ゼミにおいても、本の知識だけでなく、身近な生活の中で考えていく、現場に出て作業をしています。

今後、ニューカマーの問題については重要な問題と考えています。ゼミでは、日本人と外国人との共生、共生社会での問題点を考えています。

(委員) 私が人権に関わるようになったのは、PTA活動を通して在日の方との出会いがきっかけです。つながることの楽しさを感じました。多くの人との出会いがあつて楽しいです。

私は、人権とは汚れたビーカーの水をかきまぜて、汚れをすくっていく、自分の心の中をかき混ぜてみる、おさまったあとがどのような形であるかが問題だと思う。差別はいけないという知識だけでなく、感性に訴えたいということで、今、ファシリテーターの会を立ち上げました。

みんなの自尊感情を上げていきたい。パワー、つながり、モデル(目標)、ユニーク(個性)を上げていきたい。そのことで人権施策を広げることができると思います。

(委員) 専業主婦をしていましたが、働くようになってから、夫婦の関係に疑問をもつようになりました。食べさせてもらっているから…しなければならぬという考えに、おかしさを感じました。昔から親の教えがあり、家庭とはこういうものだということが刷り込まれていたのです。このままではいけない、自活しなければならぬと思うようになったのです。

自分は自分だけでは生きていけないと考えるようになってから、男女共同参画講座や本の読み聴かせ、朗読ボランティアなどの講座に参加し、グループ活動をしていました。

いま、地域や学校で子ども達に、本の読み聴かせ、ストーリーテリングをしています。お母さん達との出会いによって、学校の図書室で本の整理をしています。子ども達に良質の本を与えたい、生きる力をつけたい。良質な本を通して、「あなたは大切な人だ」ということを子ども達に教えたいとおもっています。

(委員) 自分が被差別地区出身と気がついたのは姉の結婚のときでした。小学校6年生のとき島崎藤村の破戒の授業を受けたように思う。両親に、なぜムラが差別されるようになったのかを聞きました。親からは、人に迷惑をかけない生き方をしろと言われました。

入社し、労働運動にとりくみました。運動を通じて、部落問題や在日の問題について色々な勉強をしてきました。三田に帰ってきてから、学校の同推部に入ったり、解放同盟の仲間との交流をしながら人権問題に取り組んできました。自分では人権については分かったつもりになっていました。

あるきっかけで知り合いになった知的障害のある子どもに、「がんばれよ」と勇気づけたら、そばにいた在日の人に『がんばれよ』はおかしい。なぜ、『一緒にがんばろう』といえないのか」と指摘されたのです。そのとき、自分の差別性に気づかされました。

今、子ども達を取り巻く問題が数多く起こっています。いじめ等も含め考えていける教育、家庭の中で人権感覚を高めていく、自分は人権侵害にどのように向き合っていくのかを考えることが大切だと思います。

(コーディネーター) 分科会で取り上げるべきテーマがあれば、今の時点で考えている意見を出していただきたい。

(委員) 子ども達の自尊感情を高めたい。

親ももしんどい思いをしている。しんどさの中でも、立ち向かっていけるようにしていきたいと思っています。また、いじめる側には、うっ積したものがある。加差別の側へのケアも必要。

(委員) 子どもが被害者になる、そのことを大人がどう見ているのか。地域や行政が認識し考えていかななくてはいけない。一体となって取り組んで行く必要がある。

(コーディネーター) 「子どもへの関心」について意見が多く出た。次回の分科会は、今後の進め方も含め、取り上げていくテーマについて深めていきたい。

(2) 第2回分科会 開催日時：平成18年5月13日(土) 14:00~16:00 開催場所：民会館第4会議室

●前回会議録の確認について

第3回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第1回分科会会議録（事務局作成案）は、異議なく了承された。

●分科会のテーマに関する意見交換及び今後の進め方について

(コーディネーター) 前は、自分が人権という領域にどのような角度や問題意識、関心から関わってきたのかについて話をしました。最初に前回欠席された方からどのような観点、角度から人権に関わってこられたのか、体験を交えながらお話していただきたい。

(委員) 私は在日2世で、朝鮮人として生まれたが、子どもの頃は、それがどういうことか理解できなかった。学校に行くようになっていじめにあたりました。なぜこのような差別を受けなければならないのか悩みました。当初は、日本に対して複雑な思いがありましたが、本当の人間関係、社会づくりを考えるようになって変わってきました。差別は、弱者と強者の関係で起きると理解しています。10年後、20年後を見据えて、今何をしなければいけないのか考えていかななくてはならないと思う。

(コーディネーター) 私は大学の教員の立場で参加していますが、私としては、一人の三田市に関わる人間として、皆さんと一緒に考えていきたい。今日も、前回にひきつづき、この分科会でどのような問題を取り上げたいのかについて自由な意見をお願いしたい。緊急、重要と思われるような課題やテーマについてお話しください。

(委員) 三田で韓国の人が借家を探していたが全部断られたということを知りました。そのような事実があったとしても、どのようにつかむのか、それをどう解決するのが課題だと思う。また、私の子どもも5年ぐらい前ですが、友達のおじいさんかおばあさんに「孫とは遊ばされへん」といわれて帰ってきたことがあります。

(委員) 事業者の問題ですが、在日コリアンの人が本名でリースの契約をしようとしたら、言葉巧みに断ってきたということもある。

(委員) 借家を探していた在日コリアンの人が、契約を交わすようになって、本名を聞いたとたん理由をつけて断られたということもあります。いろいろな差別、偏見があるがなかなか表に出てこない。私たちの知らない部分ではもっとあると認識しておかねばならない。人権相談について相談できる場所があまり知られていないのではないかな。

(委員) 知り合いの高校生の子どもさんと、授業中に校外に出てしまって、停学になったのですが、本人としては十分反省しているのに、学校は義務教育でないからいつ辞めてもいいという、辞めさせる指導をされたんです。親御さんも学校に相談にいかれたのですがちががあかず、どこに相談に行けばいいのかと悩んでおられました。

(委員) 学校とか家庭の間に入る中立の人がいないのでは。

(コーディネーター) 教育現場の中での事例は沢山あるが、一般の人には分からない。第三者の方がいればいいが、悩んでいても解決の方法が見出せない。

(委員) 私は、人権センターのようなものを三田市に設けて、どのような相談であっても受けられる、もちろん、カウンセラーの人もおられる、そのような場所が必要だと思う。

(コーディネーター) 市民の方が切羽詰っている問題、個人ではどうしようもない問題をどこへ持っていけばいいのか分からない。相談に行った場所が、相談者の抱えている重い問題に対応できる責任と能力があり任せられるかという問題があると思う。大学でもキャンパスハラスメントの救済体制について議論しているが、それだけ問題が多いということです。

(委員) 企業の中でもアルバイトやパートの人たちなど、正社員になれない弱者がたくさんいる。声をあげたいがあげられない、声をあげる方法を知らない人が沢山いると思う。

(委員) 「人権は大事にする」と言うが、みんなぶつ切りになってつながっていないと思う。部落の子に対する指導や関わりはできるが、不登校やいじめには気づかない、そういう状況がある。

(委員) 先日、市民センターに行きましたが、机の配置などによって声をかけにくい雰囲気がある。声の大きな人しか聞いてくれないように思う。

(委員) 在日コリアンの登録切り替えについても、日本名を使っている人のことを考えて、せめてつい立てを置くなどの配慮が必要だと思う。

(委員) 先ほど学校の問題が出ていましたが、学校の方からも言いたいことがあると思う。その辺りを聞いていかねばならない。批判ばかりしていてもだめだ。

(委員) 川西のオンブズパーソンのような中立な人が必要ではないか。どちらの話も聞ける組織が必要だと思う。

(コーディネーター) 先ほどの人権センターの話でも、行政にお任せして作ってもらうという話になってしまうのが今までのやり方である。市民と行政がお互い協力して作っていくものを構想しなければならない。

(委員) 人権相談も多種多様になっていると思う。人権擁護委員はしっかり聞いて判断できる人であればいいが、わけがわからなくて「そうですね」と言ってしまうと大きくなりかねない。

(コーディネーター) 人の問題ですね。市民の中で能力のある人がなるのが望ましいが、そんなにおられるわけでもない。人権相談の内容に行政が入るには根拠がある。条例みたいなものが必要ではないか。

(委員) 強制力がなければ何にもならない。

(委員) それが高い。強制力をもってそれが人権侵害になることもある。

(委員) 部落問題で語られることですが、そこは暖かいと言われる。しかし、どこでもそのような暖かさを持った人はたくさんいる。それが現状の中で出てこない。子どもの安全パトロールにしても、地域の人が子どもに声をかけたら「知らない人に声をかけられた」と言う。子どもの安全についても考えていかねばならない。

(コーディネーター) 地域社会をどのように作っていくかということは、日本全国どこでも多くの人が感じている問題

です。昔は濃密な人間関係がうっとうしくて見知らぬところで暮らしたほうが楽だという意識がありましたが、今は安全や人権は自分一人で守るのではなく、周りの地域社会が作っていくのだと気が付いたようです。いったん壊したものをどのように再構築していくかが課題かもしれない。

今日の話をもとめる必要はないかもしれないが、人権に関わる問題は一人一人の方々が切羽詰った問題として抱えていて、しかも、それが公に見えない。それを救うのは公の（行政という意味ではないが）人権相談センターのような実効性のある組織、専門性を整えた組織が必要ではなからうか。単に行政だけでなく、人権に関わる問題に顔を向き合わせるようなことができるような、利用者の立場に立ったような組織として構想していかなくてはならないのではないか。それと同時に地域社会づくり、コミュニティづくりとどのように関係していくのか、重要な課題だと思います。

次回の分科会では、この分科会で取り上げる話題について、議題は設けずに、もう一度自由に話をしたいと思います。また、今日の議論に関連して、事務局で把握できる部分で、小中学校に行っている在日の子どもたちの実態（加配教員等）、他市の人権センター（京阪神圏内で）、差別事例について資料を提出していただきたいと思います。

(3) 第3回分科会 開催日時：平成18年7月8日（土）14:00～16:00 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回会議録の確認について

三田市人権のまちづくり推進委員会第2回分科会会議録（事務局作成案）は、異議なく了承された。

●分科会のテーマに関する意見交換及び今後の進め方について

(コーディネーター) 前は在日の子どもたちの問題、特に教育について話し合いを進めてきた。今日は事務局等から資料を出しているのので、この資料に基づいて話し合いを続けていきたい。最初に、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料の説明（在住外国人児童・生徒の現状について、差別事例・相談事例について、茨木市人権センターについて）

(委員) 日本語の支援が必要な子どもと、国籍は日本ではないが前から日本に住んでいる子どもとを外国籍ということで1つにまとめると支援の問題が見えてこない。

(委員) 日本語の支援が必要な子どもたちが何人いるかが知りたい。

(委員) たとえば、アメリカ人の子ども（英語圏）については、支援の先生が見つからないので、学校の先生が対応していると聞いている。

(委員) 学校の先生からも英語圏の対応してほしいという意見を聞いている。

(委員) 語学も必要だが、在日コリアンの子どもの場合、日本語で学習するのがほとんどで、母国語を知るすべもない。そんな状況でいいのか、今後、民族学級を設置して支援していくことが必要だと思う。

(委員) 移民の方が多いオランダなどでは、少人数でも母国語を選択できるようになっている。

(コーディネーター) 大阪では民族学級を作っている学校がある。自分たちの文化・歴史に対して特定の時間を設けているところがある。ただし、1つの学校だけでは難しい。

三田市の状況の中で、在日コリアンの子どもたちが自分たちの民族・歴史に誇りを持てるような教育ができる体制づくりを考えていきたい。外国人児童・生徒数だが、国籍別や日本語の支援が必要か必要でないか等分かれば調べていただきたい。

(委員) 教師が家庭訪問すれば保護者が日本語で書かれたお知らせなどが読めているかどうか把握できると思うが、実態が分からないと対処できないのではないかな。

(コーディネーター) 芦屋市の南の浜の方ではニューカマーの人たちが多い。その中の母親たちに会って話を聞いたが、色んなことで悩んでいる人が多いにもかかわらず、母親たちの交流がなく悩んでいる人が多いと聞いた。誰もセーフティーネットの役割を果たす人がいない状態である。

(委員) その機能を果たすのが人権センターだと思う。

(委員) 例えば、在日コリアンの人たち同士の交流によってホッとする場所を作っていくことも大事である。そのためにも民族学級の制度化は必要だと思う。

(委員) 解放学級のようなものがモデルになるのではないかな。どの地域でも解放学級が必要だと思う。今は地域がバラバラ、大人も子どもも、解放学級の理念を各地に広げていけたらいいと思う。

(委員) 子どもも大人に大事にされた経験をもつことが大事だと思う。

(コーディネーター) 外国人の子どもの問題から派生して、親の問題等、外国人の人たちが抱えている人権にかかわるような問題についてセーフティー的に語られたり、共有できたりできる場が必要であり、そのような機能を果たすのが人権センターではないだろうか。

次に、資料に相談事例があるが、さまざまな相談事例で自分の周りで起きている事例などについて話を進めていきたい。

委員から提出いただいた資料について、説明をお願いします。

(委員) 資料の説明（行政書士による戸籍謄本等不正取得事件について）

このような行政書士は許せないが、市民が調べてほしいという願い（身元調査してほしい）があることが問題である。そういう市民意識をなくしていくためにも、より一層の啓発・教育が大切だと思う。

(コーディネーター) 新聞の切抜きを提出いただいているので説明をお願いしたい。

(委員) 資料の説明（入管法について、在日コリアンに対する差別について等）

(委員) 今年、外国に行ってきたが、指紋を取られた。犯罪者扱いというような体感をした。

(コーディネーター) また、皆さんがお気づきの資料等があったら、ご紹介していただきたい。

(委員) 最近、特に親と子の関係を見直す必要があると思う。本当に向き合っているのかと感じるときがあ

る。また、思春期の子どもたちが生きる気力をなくしているように思う。

(委員) 家庭だけでなく、学校でも地域でも考えていかなくてはならない問題だ。

(委員) 学校の参観日でも、今は土・日曜日にしないと保護者が出席できない状況がある。その辺を学校自身も考えていかねばならないと思う。

(委員) 大人が地域の子どもたちに関われるような状況を作っていかなければならないと思う。

(コーディネーター) 地域の大切さが言われているが、それを再構築していくのは難しい。古い地域での子どもたちは、地域のおじいさんやおばあさんたちが知っているので子育てもしやすいと思うが、ニュータウンなどではそれが難しい。三田では学生たちが本町ラボのように街づくりに関わっている。そこで分かってきたのは、地域や街の商業を活性化させなくてはいけないけど、それ以上に、子どもや住民とのコミュニケーションやつながりを作っていかななくてはいけないということだ。市民と行政などが協働でやっていけるシステムづくりが必要だと思う。

今後の分科会では、次回の全体会をふまえてさらに検討を進めていく。分科会では、意見や把握している他市町の事例等があったら提案いただきたい。

(4) 第4回分科会 開催日時：平成18年9月28日(木)19:30~20:45 開催場所：まちづくり協働センター会議室3

(コーディネーター) 人権を考える市民のつどいで各分科会の発表をどうするのか、また今年度のA分科会のまとめをどのようにしていくのかを話し合いたいと思う。A分科会の課題整理については事務局でまとめていただいているので、それを参考にしてほしい。

まず、人権を考える市民のつどいの件ですが、できるだけコーディネーターが話をするのはやめて委員の方々の生の声を届けるということであった。また、内容については、各分科会がどのような課題を持って、どのような話をしているのかを報告するということであった。2人とするのなら、一人5分程度になる。

(委員) 2人で報告することが良いと思う。

(コーディネーター) 2人により報告することとし、内容については次回の分科会で、みんなで話し合っていきたいと思う。(報告委員2名決定)

今までの議事録やコーディネーターに配布された各分科会の課題整理したものを参考に検討していきたいと思う。話をさせていただく方に自分ならこうしようと思うものをメモ程度でいいのでまとめていただきたい。

(コーディネーター) 前回の推進委員会の中で人権センターが話題になった。それぞれの評価だとか、相談業務だとか、全体を包括する大きな問題として人権センターが見えてきた。他のほとんどの人権センターと呼ばれている所では、従来の啓発や相談、講師派遣で、そこに来てください、会議室あります、ビデオあります、本貸しますというもので、そこから何かをやっていくというものが無い。

(委員) 茨木市の人権センターは積極的に活動されているが、地元の人に聞いても何をやっているか知らないという人がいる。市に関わっている人ですら知らないという。

(コーディネーター) 人権センターの方針やコンセプト、基本的な構想が新しい何かに基づいて行われているということがない。三田市で話題になっているのは、かなり違ったタイプの人権センターを考えようとしている。どのような形にするのかまったく見えていないし、モデルになるケースがないので難しい問題だ。これを取り上げていくとすると単に今回の推進委員会の答申だけに終わってしまうのもあまり意味がない。実現性とか現実性のある話にもっていかなくてはならない。長い目で見て最終的にはこういう形にすればいいけれども、最初はこういうところから出発するという過程で考えていく。人権センターという実効性のあるものを提言していく方向にある。今後、一年間の総括をしなければならぬ。どういう形で話を進めていけばよいか意見をいただきたい。

(委員) 人権センターが行政や市民を動かすにはどのようにすればいいのか。人を招いて勉強会をするのもいいのではないか。

(委員) 運営母体も考えなければいけない。透明性というか、特定の人だけで運営するとかでなくて、風通しのよいものにしなければいけない。

(コーディネーター) 人権センター構想を考えると、いくつか守らなければならない問題があるようだ。運営母体を柔軟にし、特定の立場の人に固定しないとか、現実性を持たそうと思えばどのような予算で、どのように運営していくのかということが大切だと思う。

次回は、人権を考える市民のつどいでどのような話をするのか、各委員に考えていただくことと、今後、分科会課題に優先順位をつけてどの程度のところまで持っていくのかを話し合っていきたいと思う。

(5) 第5回分科会 開催日時：平成18年11月2日(木)10:30~12:20 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

(コーディネーター) 「人権を考える市民のつどい」でA分科会を代表して2名の委員に報告いただくことになっている。

(委員) 報告させていただく内容についてまとめてみたので、ご覧いただきたい。

——報告案朗読——

(委員) まだ報告する文案は作成していないが、男女の問題と子どもの虐待という面から考えていることを報告しようと思っている。

相談についても、相談者が相談に行きやすいシステムになっているのか、またカウンセラーの資質ということも大切だと思う。

(委員) カウンセラーが相談者の思いに寄り添える相談ができるのか、子どもの問題と男女の問題が別々に

なっていないか等をチェックする必要がある。

- (委員) 母親が子どもの虐待について相談する場合、子どもと母親の関係だけでなく、父親と母親の関係はどうか、家庭における父親と子どもの関係はどうかなど、様々な角度からカウンセラーとして受け止めなければ、本当の相談、解決にはならないと思う。
- (コーディネーター) 人権問題を一つ一つ私たちは分けて考えているが、実際はつながっている。そこで、発表していただく場合、男女の問題と子どもの虐待問題とのつながりを切り口として、解決の方法を包括的な視点で考えていくという方向に持っていったらどうか。
- (コーディネーター) 12月にもう1回分科会を開催して、2006年度の分科会話をまとめていかなければならない。分科会で大きな問題になっているのは、三田市がめざす人権センターのあり方である。単に相談や啓発、パネル展示などを主としている人権センターでなくて、小さなところからフィールドバックしていき、積極的に、人権にかかわる問題を発見していき、行政施策の中に反映できる実効性のある人権センターの必要性を考えていきたい。前回の分科会で他都市の人権センターの情報があればと宿題にしていたが、何か資料があれば発表していただきたい。
- (委員) 人権センターではないのだが、千葉県が人権条例を出している。(別紙、新聞の切り抜き)
- (コーディネーター) ——新聞の切り抜きを朗読——
- A分科会でも条例の作成が課題である。千葉県の条例について何か意見がないか。人権救済制度を実効性のあるものにするにはどうすればいいのか。
- (委員) 救済制度ができて、行政指導がどこまで効力があるのか。
- (コーディネーター) 緊急に人権条例を検討していく必要があるが、条例策定にあたってどのような法的根拠の解釈が必要なのか時間をかけて勉強しなければならない。
- (委員) 最近、部落差別に関して電子版の地名総監が回収される事件が起こっている。条例があるということで規制ができるという効力がある。日々人権侵害で悩んでいる人もおられる。三田市の中で差別の実態がどうなのか、それと合わせて差別を禁止する、差別はいけないという市民啓発をしていく方向性を示さなければならない。
- (コーディネーター) そのためにも条例を作ることが大切である。
- 分科会のテーマを整理すると、地域の街づくりやコミュニティの重要性に関して、解放学級をモデルにした地域づくりを考えていく。人権の問題について包括的に実効性のある、実態に即した取り組みができるような組織・システムを構想していく。もう1つは外国人児童の問題、三田市で日本語支援が必要な児童・生徒が何人いて、民族性、文化的なアイデンティティに配慮したような学校環境を整備するにはどうすればいいのか。あるいは外国籍の保護者の交流の場も必要である。この3つがテーマにあがっているが、優先順位をつけてやっていきたい。どの課題から検討していくのかを決めたい。
- (委員) 人権センターのシステムづくりを第一課題としてはどうか。
- (コーディネーター) 人権センターについて議論を進めていくには、今後具体的に何をしなければならないのか。
- (委員) 諸外国の人権センターの情報も参考にしたい。
- (事務局) 一度、調べてみる。
- (委員) 現在機能している相談がどのようなものがあるのか、どのような課題があるのかを知りたい。
- (事務局) B分科会が人権相談について焦点化させた分科会になっている。B分科会との調整を図る必要があるのでは。人権センターのことで人権相談について論議されているが、相談だけで人権センターといえるのか。不十分だと思う。
- (コーディネーター) 前回の全体会の中でも出ていたが、人権センターの構想を考えるとすると、A分科会もB分科会もC分科会も関係してくる。相談と評価に特化させたものではBとCの分科会がある。A分科会の方では全体的な理念の話を進めていけば相談と評価が入ってくると思う。
- (委員) 必ずしも新たな施設でなくてもいいのではないか。人権センターの中に何が差別か気づきができる、大阪の人権博物館のような機能があれば良い。
- (コーディネーター) 具体的な方法だと展示をすとか、映像を見てもらうとか、施設を作れば維持費もかかる。そこに来てもらうにはどうするのか、自主的に来てもらうのは難しい。誰に対して啓発していくのかも考える必要があるのではないか。
- (委員) 例えば、子どもに対しては自尊感情を育てていきたい。いじめでも跳ね返す力があればいじめられない。
- (委員) まさに解放学級でやっているように、差別に負けない子の育成や子どもたちの生き方を考えることが大切である。
- (コーディネーター) 人権センターの担う役割として、救済と特に子どもを対象にした自尊感情を育み、差別やいじめに対して自分たちで解決できるような教育プログラムを作ったり、実施したりすることも必要だと思う。
- 人権について包括的な問題を考える中で、今回は諸外国の取り組みを検討して、地域社会の中でどのようにふさわしいものにしていくのかを検討する。もう1つは、さまざまな人権救済と積極的な教育プログラムを企画、作成していく。相談についてはB分科会の中で具体的に検討されるので、A分科会ではそれ以外のことについて検討する。教育プログラムの一環として、さまざまな人々とのつながりによって私たちがいるのだと理解できる体験型のプログラムが検討できないか。子どもから大人まで現実にある差別やいじめにかかわる問題まで、子どもの人権にかかわる場面で、自ら解決していくような子どもたちを育成していくにはどうすればいいのか、学校だけで考えていくのは難しい。人権センターの組織の中で多くの人たちとともに考え実施していく。人権の包括的な

組織があることによって横の組織との統合的な役割ができるのではないかという話になった。

次回は、事務局と委員の方で諸外国のシステムを調査していただく。また、解放学級をモデルにした教育システムについてどのようなものが可能か、人権センターが果たすべき役割としてどのようなものが必要かを検討していきたい。

(6) 第6回分科会 開催日時：平成18年12月7日(木)10:30~12:20 開催場所：三田市民会館小会議室

●第5回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第4回分科会会議録の確認について

第5回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第4回分科会会議録(事務局作成案)は異議なく了承された。

●人権センターに必要な機能等について

(コーディネーター) 各委員や事務局から出していただいた人権条例等の資料について、簡単に見ていきたいと思う。

今後、三田市において役に立てることができるようなものがあれば参考にしていけたらと思う。

・事務局からの資料(千葉県・鳥取県・三木市・大阪府の人権条例、諸外国の人権機構、ドイツニュルンベルグ市の取り組み)

・委員からの資料(解放同盟に関する週刊誌からの抜粋、鳥取県人権条例に関する社説等、高知県・嬉野町人権条例、川崎市子ども権利条例)

(委員) 解放同盟に関しての記事ですが、今までの同和行政が間違いであったかのような記事になっている。解放同盟が日本の人権問題について積極的にかかわって果たしてきた役割は大きなものがある。具体的には、小中学校の教科書の無償化や奨学金制度である。マスメディアのほうでも解放同盟を「やから」ととらえるのではなく、一人一人が差別をなくすために一生懸命に頑張っているということを書いてほしい。

(委員) メディアは根っこを見ないで、表面的な一部だけをとりえて、何々が悪いと書く。メディアの人権感覚は重要だと思う。

(委員) 高齢者(社会的に弱い立場)の人が、施設に入所希望を出しても断られることがある。弱い立場だから、どんな待遇をされても、どんな扱いをされても何もいえないことがある。いじめの問題でも加害者の子どもたちも家庭では被害者になっている場合が多い。

(コーディネーター) どの条例も大きな目標を掲げているだけで、似通っている。千葉県や鳥取県は突出して詳しいが、ほとんどが人権意識を高めようというだけのものになっている。

(コーディネーター) 今日の資料については、読んできていただいて次回までに、条例の中からどの点を参考にすべきか、また、どの点を参考にすべきでないのかを考えてきていただきたい。今日は人権センターの役割・機能についての意見を伺って、次回までに私のほうで集約して、さらに議論を深めていきたい。

(委員) 鳥取県の人権条例は問題があると色々言われているが、国に先んじて地方(県)がこのような形で出していることは、評価されるべきである。

(委員) 人権センターの機能を考えるとき、起こりうる新たな人権課題を予見し、対応していく予防措置的な取り組みも大事だと思う。

(委員) 病院や福祉施設とか公共性の高い組織については、人権委員会が報告し第3者機関が監査するという機能システムを推進していくことも考えられる。

(委員) 今、福祉施設等でセクハラや高齢者・児童等の虐待が多発している。

(コーディネーター) 起こってしまったことを何とかするだけでなく、予防措置として起こりうる問題について積極的に啓発などをやっていくべきではないか。また、病院等公共性の高い組織については人権委員会が報告し、それを第3者機関が監査をするというような、かなりオープンなシステムにすることが、一般市民の利益にも大きくつながってくる。

(コーディネーター) 各委員から今日の感想やまたは人権センターの機能等について話してほしい。

(委員) メディア教育というか情報教育というのか、子どもたちは情報の嵐の中にいる。情報を見抜く力が必要になってくる。

(コーディネーター) 前は人権センターの2本柱として、「教育・企画」ということと「相談・救済」ということがあった。「相談・救済」については他の分科会の検討課題である。この分科会では、教育や人権センターそのものが行う、相談し救済するだけでなく予防措置的な機能をも考えていく。

(委員) 例えば、人権センター機能を考えるのに、構成メンバーの中に教育現場の先生やNGO、またニュルンベルグ市のように宗教家の人たちに入っていただくことも必要だと思う。

(委員) 人権を考える組織としては「三同教」が一番活発だと思うのだが、他にどのような組織があるのか。

(事務局) ほとんどの組織が三同教の組織の中に入っている。大きな組織として三同教があって、その中にPTAとか企業があり、それぞれが地域の実状に合わせた活動をされている。

(コーディネーター) 例えば人権センターの組織ができると、三同教とどのような関係を結んでいくのか。

(委員) 三同教は、啓発や交流を行っている。救済などは行っていない。

(委員) 人権センター機能をどのようにするかの議論はあるが、三同教は人権に関する指導者もいるし、いろいろノウハウをつけてきていると思う。人のネットワークもあるので、例えば事務局が人権センターに入ることも考えられる。

(コーディネーター) 組織に属さない人たちの声が出てこない。いろんな声を聞く方法として、政策コンペ的なものを導入することも1つの方法と思う。人権センターの活動について、例えば「有効活用を図るには、どのようにすればいいのか」というテーマで、政策コンペ的なものを実施すれば、子どもから大人まで幅広いアイデアや意見が吸収されるのではないか。大学でも自分たちの政策が採用されるとなると、学生一人一人のやる気が促進される。

次回までの宿題だが、配布していただいた人権条例等を読んで、活かせるもの、批判すべきもの

を念頭において話を進めたい。また、人権センターの果たすべき機能についてももう一回皆さんと話を進めていきたいと思う。

人権センターの機能の中身については、現段階でこういう風なものが考えられるのではないかとというような中間報告がまとめられるのではないかと。どこの公共団体でもやっていない機能、あるいは人権学習支援など従来どおり必要な機能について次回考えていきたいと思う。

(7) 第7回分科会 開催日時：平成19年1月25日(木)10:30~12:20 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回分科会までの会議録の確認について

前回分科会までの会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●人権センターに必要な機能等について

(コーディネーター) 前回までの話し合いで出された内容は、人権センターの機能として、従来型(教育、啓発、資料展示)のようなものではなくて、幅広い総合的な人権センターの機能を考えるべきとなった。構成員の問題については、現場の教員が入り、子どもの人権を考える必要があるとか、NGOや宗教家、また三同教の人たちなど、幅広く考えていくという意見も出た。

活動内容としては、メディア・リテラシーの教育も担ってはどうか、他に相談窓口や相談に来られる人の立場にたった対応ができる仕組み、対応の仕方が大切であるという意見や、中高生や大学生に人権センター機能について政策提言を考えていただくというような意見も出た。

今日は、具体的に人権センターの機能や役割について、もう少し話を進めていきたい。

(委員) ドイツのニュルンベルク市の「人権円卓会議」が参考になると思う。会議のメンバーに教会が入っていたが、教会というものは公民館みたいなものではないかと思う。三田市にも地域に市民センターがある。高齢者が近くで気軽に相談できる人権センターの分室のような機能を市民センターが持つことも必要だと思う。

(委員) 北朝鮮の拉致問題について「北朝鮮人権問題啓発週間」が定められ啓発がされているが、そのことが波及して在日の人たちが人権侵害を受けることもある。

(コーディネーター) 人権教育、啓発を行っていくうえでいろいろな視点で内容を考えなくてはならない。

(委員) 市民が学校の人権教育をサポートする機能も考えられないか。

(委員) 人権の学習グループに参加して講座などを開催しているが、今後、自治会等での人権学習を進める上での相談や学習提案などもしていきたい。

(委員) 例えば、在日問題に詳しい市民が、先生の学習相談を受けたりするように、学校だけで考えるのではなく、市民も学校に関わっていく事も大事でないか。

(コーディネーター) 学校の制度と連携が取れるような、市民の経験が学校の中で生かせる場も大事である。

(委員) 核家族化によって、小学生の場合、親と子の関係しかないのが高校生や大学生との交流も考えねばならない。世代間交流を通して子どもたちがいるんなことを学ぶことも大事である。

(委員) 大学ではインターンシップ制度があると思うが、例えば子どもや高齢者との関わりを研究する意味でも、このような制度が利用できればいいと思う。

(コーディネーター) 人権教育の対象の一つに小学生が考えられるが、様々な世代の人たちとの交流によって人権感覚が養えるような人権プログラムを、逆に、大学生の場合はインターンシップという形で、自分たちの経験が大学でも生かせるようにしていくことも考えられる。

今までは、このようにインターンシップ制度をより活用するための大学と一緒に取り組むを検討する組織がなかったように思う。問題があれば相談を受けて考える組織はあったが、いろんなニーズを集約して政策提言していく、これが人権センターの機能の一つでもあると思う。

(委員) 人権に関して多くの条約があるが、日本が批准していない条約もある。批准していなくても、三田市はその精神を大事にして人権施策を進めていくことが必要である。

(コーディネーター) 人権センターの構成員を考える場合、弁護士や教師など多様な人材が必要である。

(委員) マイノリティの人、人権団体、民生委員なども考えられる。

(委員) 特に、マイノリティの人というか、人権侵害された痛みの分かる人を入れることが大切である。

(委員) 無知と貧困の中で差別が起こっているのだから、差別されるのは差別される人が悪いのではなくて、差別する社会の問題であることを伝える教育が必要だと思う。

(委員) 「市民としての子ども」を育てる場としての人権センター機能も考える必要がある。教えるというよりも、まちの色んな問題に子どももかかわっていくという視点が大切だ。

(委員) 子どもに対して、大人は離れて見守り、高校生や大学生が中心に関わっていくことが大事だと思う。高校生や大学生にも勉強になると思う。

(委員) 人権センターの機能を考える場合、一つの問題を共有する人たちがお互いに意見交換できる場が必要だと思う。マイノリティ会議というか横のネットワークができればと思う。

(コーディネーター) 例えば、外国人の横のつながりを作るといっても、実際によく分かっていない人がすると、その人たちの本当のニーズをくんだ組織づくりができていないことがある。参加できない時間を組んだり、行きにくい場所にしたりで、ニーズに沿った取り組みができないこともある。

(委員) 三同教の研究大会でも、障害者の問題を考える分科会があるが、分科会で発表していただく場合、個人的に知っている人をお願いしているが、ネットワーク的な組織があれば、幅広いテーマでお願いすることができる。

(委員) 三田市の人権センターの機能を考えるとき、三田市だけの問題を考えるのではなく、社会全体の状況に対して提言を行うという志を持たねばならない。

(委員) ニュルンベルグ市の今後の課題の中に「経済と人権のフォーラム」を設立することが明記されてい



るが、なかなか経済と人権が結びつかないところがある。今、三同教では、市民に対してアンケート調査を考えているが、話し合いの中で、お金と人権の関係についての意見も出ている。

(コーディネーター) 今までの会議での討議を踏まえて、人権センター機能のイメージ的なものを作っていきたい。一つの参考として、ニュルンベルク市の「人権円卓会議」がある。特に、市民と行政がどのように協働していくのかというモデルになると思う。

(8) 第8回分科会 開催日時：平成19年3月16日(金)19:00~20:45 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回分科会までの会議録の確認について

前回分科会までの会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●平成18年度実績報告書の内容について

(コーディネーター) 今までの皆さんのご意見を、私なりに報告書としてまとめさせていただいた。今日はその報告書を見ていただいて、ご意見を聞き修正を加えたいと思う。特に、報告書2の「分科会の運営方針」は、1年間の活動を振り返ってどのような雰囲気でも運営してきたのかをまとめている。3の「会議の要旨」は、いままでの会議を振り返り、大きなテーマを要約してまとめている。一度読んで、抜けているところや不適切な表現等について、意見をうかがいたい。

(委員) 4ページ下から6行目「外国人の家庭が抱える問題は・・・」の部分であるが、「健全な社会運営の障害となる」といういい方が気になる。

(コーディネーター) 一つのねらいは外国人の問題を、日本に住んでいるからそれぐらいの覚悟をしなさいという考え方ではいけないという意味である。今、自分にとって直接関心がないような問題でも、将来的には私たちの生活にとって問題になってくるとも言いたい。たとえば、不登校の問題でも外国人家庭の個人の問題と捉えていると地域社会に大きな問題が生じてくると思う。

(委員) 「(3)の在日外国人の子どもの教育問題」の2行目「オールドカマーの子どもたちにとって、・・・」の部分はどうか。

(コーディネーター) オールドカマーの子ども達にとって日本語の問題はないと思う。しかし、自分の置かれている立場に対して周りの理解がなされていないと、安心して勉強ができないこともある。

(委員) ニューカマーの子ども達も学校に入ると外国人といじめられる。子どもは自分が分からないうちにいじめられるケースがある。そのため、本当は漢字を使わないのに、無理に漢字を作って周りに合わせようとすることもある。

(委員) いじめる側の子どもたちがそのことを感じてもらわなくてはならないのに、いじめられている子のほうから発信しないと気づいてもらえないところがある。

(委員) 小中高大と連携した大きな人権教育ネットワークのシステムづくりが必要と思う。

(委員) 三同教の中に高校部会がある。県立私立含め、教師が研修を行っている。

(委員) 例えば高校だけがするのではなく、小中高大が連携して取り組むことが必要だ。

(委員) 大学生が小学生に教えていくそういうシステムづくりであると思う。

(委員) 学校間の実践例を共有することも大事だと思う。

(コーディネーター) 今の話については、人権センターのところで、もう少し詳しく書けたらと思う。人権教育ネットワーク、小中高大で連携できる教育機能を備えていくことを書き加えたい。

(委員) 6ページの下から2行目「社会的弱者、亡命者や難民・・・」のところであるが、そのような理念を組み込んでいくことは大事である。

(コーディネーター) 市の現状を知った中で、人権センターの機能について考えていけばよいが、ドイツのニュルンベルク市では、こういった問題意識が強いということで、私たちは参考になり共感を覚えたので取り上げた。

(委員) 基本的には、こういった理念を大事にしたい。

(コーディネーター) ご意見をいただいたので、報告書の中に反映させたい。修正分については後日メール等で送らせていただく。

●今後の予定について

(コーディネーター) 今後の予定について確認していきたい。19年度の課題は最終提言書をまとめることである。9月ごろにはまとめ上げて、その後、次年度の問題を考える予定である。9月ごろまでに中味、コンテンツを考えていきたい。人権センターを立ち上げるのに条例が必要となるため、法律の専門家に来ていただいて勉強会をしないではいけません。今日は、今後の方針をまとめていきたい。9月までにどのようなことをしていけばよいかご意見を聞きたい。今後のスケジュールはどうか。

(事務局) 4月26日(木)にキッピーモールで午後7時から、全体会と分科会を予定している。――了承――

(委員) 法律の専門家に来てもらって勉強会をすると、分科会の回数が増えてくる。専門家の話を聞いて分科会でどうしていくのか検討していかなければならない。

(委員) 人権法案を作成している弁護士の丹羽さんや千葉県人権条例を作られた実践者の話も聞きたい。

(コーディネーター) 参考に、「人権の法制度に関する提言」を次回、皆さんに配布します。私たちが作っていくうえでの雛形になると思う。提言に対する解説がつけられているので参考になると思う。

(委員) 人権条例についての勉強会をもつために、早いうちに講師の予定を押さえる必要がある。

(事務局) 活動報告書の中にもあるように、人権センター機能について「人権相談と救済」と「人権教育と企画」の課題が上げられているので、19年度は「人権教育と企画」に絞り込んで、一つでも実践できるような提言をされてはどうか。人権条例については2期目の課題としてはどうか。

(コーディネーター) すべての項目に対して提言することができないので、絞り込んで人権センターの中の「人権教育と企画」部分で、三田市の中で従来のような小中高それぞれ分断された形でなく、様々な人材を横



につなげていくような機能を備えることが重要だ。人権センターの機能をもう少し詰めて、現実的な形にしていくほうが良いと思う。

(委員) 三田市の中でも市民と行政が一同に会して人権の問題を議論する場がないように思う。

(委員) 個々の課題だけを検討するのではなく、一つの課題についても色々な人権問題と関連するので、人権全般にわたった話し合いの場が必要だと思う。

(委員) 行政も、人権部という中で、同和問題や男女の問題、外国人の問題等の担当者を置くようにすればいいと思う。それが人権センターにつながっていくのではないかな。そのような担当者を置いて教育・啓発を行っていけば、包括された人権推進になるのではないかなの思いがある。

(コーディネーター) 次回は、人権センターが担っていくような様々な人たちのネットワークづくりとか、行政と市民がともに人権問題について包括的に議論ができる場、組織づくり、そういうものを担った人権センターをどうしていくかについて、もう少し議論を煮詰めていきたい。今年の活動報告の中から人権センターの中の「人権教育と企画」について積極的に提言していきたい。

(9) 第9回分科会 開催日時：平成19年4月26日(木) 19:30~21:10 開催場所：まちづくり協働センター会議室3

(コーディネーター) 今年が一番大きな目標は提言書をまとめて、12月の「人権を考える市民のつどい」で市長に提言書を提出する予定となっている。人権センターについて、より具体的な、現実的なプランをどこまで提言できるか話を進めていきたい。人権センターの中に子どもの人権や地域社会の役割、外国人や企業の問題などをどのように組み込んでいくかなど、具体性のあるものにしていかなくてはならない。参考に「日本における人権の法制度に関する提言」が出されているが、1つの参考になると思う。私たちの提言書もこのような形になるのではないかな。今日は人権センターを中心に、今後の方向性等について話し合いたい。人権センターの担う大きな役割は、人権問題から生じる課題を行政の施策に反映させることだと思う。

コーディネーター調整会でニュルンベルク市の取り組みを紹介し、人権センターは管理・統括する機関でなくコーディネートし、ネットワークを作るような現場の意見を集約する場となっていることや、人権円卓会議のように円の中でだれが上位であるか、下位であるかなどは関係なく、起こっている問題について様々な部署から市民の人たちと議論されていることに好評を得た。

(委員) 人権センターもただ人が集まればいいというだけではいけない。理念を持って運営していかなければならない。隣保館もオープンにすればするほど部落差別をなくすという目的が希薄になっていくことが懸念される。当初は部落差別をなくすための施設であったが、今は周辺地域との交流を大切にしようと、習い事やお稽古事のような行事が多くなってきて、施設本来の目的が薄くなってきているように思う。

(コーディネーター) はっきりした理念やビジョンを押さえておかなければならない。私たちが考えている人権センターは、建物ではなくて、機能とかネットワークに注意を払わなければならない。

(委員) 最近、そのような傾向が強いのではないかな。たとえば、男女共同参画登録グループでも、カルチャーのようになってきたのではと思う。男女共同参画という視点が薄められているように思う。

(委員) 女性センターができた当初は、関わってきた人たちの思いとか理念を持ってやってきたが、何年かたってセンターの理念が希薄になってきているように思う。男女共同参画については、私たちはないものを勝ち取ってきた年代だが、今の若い人たちは権利を与えられたものが多いので、何がおかしいのか気がついていない。そのような人たちに価値観や意義は伝わらない。

(委員) 最近子育て支援が全面に出てきて、それさえすればいいというように感じる。当初の目的や理念を考えながら活動してほしい。

(委員) ニューカマーの問題についても、在日の若い人たちは関心が薄い。世代が変わっていくことで、人権へのかかわりが弱まっているのではないかな。人権センターにも憲章のような、はっきり理念が分かるものを掲げることが必要だ。

(委員) 今年も5月に「三田マダン」を開催するが、マダンを通して人権のことを考えている在日の人とのつながりもできてきた。

(コーディネーター) マダンを例にとると、それが核になっていろんな人が集まってくる。人権センターがあると、そこで行っている様々な試みが人をひきつけることもできる。当初の目標・理念を引き継いでいくシステムをどのように作っていくかが、今後の課題でもある。人権に関して様々な意識の人がいることは事実であって、関心の低い人や高い人も人権センターに集まってくることもできるシステムが必要だ。

人権センターは、例えば相談事例で国の法律にかかわる問題であったとしても、人権に関していえば法律以前に救済しなければならない問題もある。病気やけがなどで困っている人が、強制送還される前に人間として救わなければならない。そんな場合、自治体の組織としてやっていくと限界がある。もう少し柔軟な位置づけにしておかなければ動くことができない。

(委員) 女性の駆け込み寺としてのシェルターは、民間が多い。

(委員) 民間でもいいが、民間だと資金面で大変だ。

(委員) 行政の上に人権センターがあるような位置づけにすればいいのではないかな。

(コーディネーター) 行政に対するチェック機能とか監査機能的な人権センターですね。

(委員) 子育ての部分で言えば、保育所は福祉で幼稚園は教育委員会が担当している。厚生省と文科省の違いはあるが、保護者にすれば福祉であろうと教育委員会であろうとどちらでもいいのである。

(委員) 家族が認知症で施設に入らなければならなくなった。しかし、施設と本人との具合が悪くて家に戻らなければならなくなった。今まで相談を受けていただいた方が異動され、他の人に相談すれば「こ

こでは扱われない」と言われた。在宅介護と施設介護の違いであったが、私たちはどこに相談すればいいのか困る。肉体的にも精神的にも疲れているときにそんなことを言われたらつらいものがある。

(委員) 市役所に相談に行ったことがあるが、苦情相談係があってそこに行って説明し、また担当の課に行っても同じ説明をした。二度手間になってしまいいやになった。

(委員) 市の玄関のところに市民の相談を受けるところがある。そこで、相談内容によって担当者と呼ぶとかすれば、1回で済ませることができるのではないか。

(コーディネーター) 人権センターそのものが行政の施策に反映されるようにしなければならない。人権センターでの問題がフィールドバックされる組織づくり、位置づけをどうするかが問題になる。行政と市民とがそれぞれある種の権限を持っていないといけな。ニュルンベルク市の場合、地元のNGO、教会、市行政機関の代表者が構成員で、管轄しているのが市である。そこでは様々な人権問題を討議して行政と住民等が連携して解決する努力をする。

三田市では管轄する部分としては人権推進課がそうなると思う。必要に応じて他の部局や市民団体、教育機関等がかかわれるような組織にしていかななくてはいけない。しかも相談事業も含むので、一定の場所が必要である。たとえば、キッピーモールの5階か6階に本部のようなものがある、そこでは人権相談も受け付ける。会議はどこでもよいが、場所的にはここが一番いいのではないか。

今日の中心的話は人権センターであったが、市民と行政が協働して新しい事業を立ち上げようとしていることについて、法的・財政面等について助言・アドバイスいただける方を探してみたい。事業内容とか、事業主体とかについても話が聞ける人がいい。

(10) 第10回分科会 開催日時：平成19年6月21日(木)19:00~20:40 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●第6回三田市人権のまちづくり推進委員会及び分科会会議録の確認について

第6回三田市人権のまちづくり推進委員会及び分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●人権センター機能等について

(コーディネーター) A分科会の役割について、意見をまとめる時期にきている。人権センターを運営していくにあたってどのような形がもっとも望ましいか、実現可能なのか、皆さんの意見を聞いてまとめていきたい。人権センター機能の整備については、私たちはまだまだ専門的な知識が必要だ。

(委員) 話は変わるが、4月28日から5月5日まで6人で朝鮮民主主義人民共和国へ行った。20数年前に行ったことがあるが、ピョンヤンの町がきれいになっていた。アラン祭を見学したり、メーデーにも参加した。日本のメーデーと違って公園で運動会や焼肉などをして皆さん楽しんでた。迎えには国の文化協会の人に来てくれた。特に感じたのは、南北が非常に近づいてきているように思う。38度線の境界線に緊迫感がなかった。電力不足で昼間はホテルでも暗かったし、道路の舗装などは非常に悪かった。山でも岩石が多くて水害には弱いと感じた。

(コーディネーター) 日本のマスコミに慣れている人間にとって、北朝鮮に対するイメージが出来上がっている。イメージから外れたら理解しようとしませんが、実際に行ってみるといままでのイメージが違ってくる。人権センターの理念や機能、目標について、キーワードを上げて考えていきたい。複数のキーワードを中心にして、どのようなことを目指していくのか話を詰めていきたい。その後、それを実施するにはどのような機能が必要か、どのような組織が必要かを考えていく。

三田という地域社会の中で人権の考え方の基本は、地域に住んでいる人間の 人権と地域社会とをどのように結び付けていくかであると思う。人権センターの機能というのは、相談を受け解決していく方法を相談者と一緒に考えていくのであるが、イデオロギーの問題となった場合、人権センターがどこかの立場に立たざるを得ないことがあるかもしれないが、非常に難しい問題だ。人権センターとして担い切れるのか。

人権センターは、様々な問題を聞いたり、考える場である。ただ、一方の側に立てば両者を引き裂くことにもなりかねない。そうすれば相談機能そのものが立ちゆかなくなる。人権問題を人間の幸せという視点で考えればその人にとって幸せになるのか、これは何よりも三田という地域で生きていく場と深く関わってくる。人権センターが何のためにあるかといえば、住民の権利保護というより幸福な生にかかわる問題である。人権センターの理念や機能で言うと、相談機能、可能な限り相談にくる人の立場に寄り添うことが大切だ。

(委員) 幸福論は難しい。小学校の先生から平和に関する本を尋ねられた。戦争の悲惨さだけでなく、子どもたちがどんな不幸な状況であっても、明日に望みを持てるような、前を向いていけるような本を紹介した。

(コーディネーター) 相談は法的に解決される部分とメンタルな部分で解決しなければならない場合がある。人権救済の場合は、問題を解決するには法律で解決していくが、実際、被害を受けた人の心の傷をどうするかについてはあまり問題視されていない。

(委員) 最近、新自由主義とか、いじめられる側にも責任があるといっって、それを正当化していくような風潮がある。そんな風潮が当たり前のように入権問題の中にも登場しつつあるのではないか。

(コーディネーター) 90年代から自己責任とかいっって、すべて個人の責任ばかりが問われ、人間と人間のつながりが希薄になってきている。地域の共同体をいかに復活させるかが人権センターの役割にもつながっていく。個人の責任に転化して、人間のつながりを断ち切ろうとするところを再度回復させる機能を人権センターが担っていききたい。実際の機能、組織に落とし込んでいけばどうなるのかは難しい。少なくとも、私たちはこういうものを目指しているということを考えていかなければならない。機能と

しては、「相談と救済」「教育と企画」の中で考えていきたい。

(委員) 人権侵害の背景には歴史的背景がある。それについて知識的理解が必要である。

(委員) マイノリティが人権侵害を受けるのは、受けた方だけでなく、人権侵害をした方も不幸になる。

(委員) 差別するのはそのときの優越感だけで、幸福にはならない。

(委員) 人権侵害をする人は、ほかで差別されているとか、抑圧されていたりで不満のはけ口になっている。

(委員) 子どもたちのいじめもそうだ。親の期待が大きすぎるため、期待にこたえられないためにストレスになり、そのはけ口として問題をおこすことがある。

(コーディネーター) 人権センターがどのような相談を受けてくれるのか分からない人も出てくるかもしれない。いろんな方法で市民に啓発していかないとだめだ。人権センターで受ける相談は、人間の尊厳が侵害されたことに対する相談で、いろんな問題がある。

(委員) あらゆる問題を人権センターで解決することはできない。

(委員) 相談カルテみたいなものを作成して、相談者が何度も同じことを説明しなくてもいいようにすればいい。しんどい思いで相談に行っているのに、たらいまわしされてはいやになる。

(コーディネーター) 人権センターの組織づくりやネットワークづくりをどのようにしていくかを考えていかねばならない。次回は具体的に目標を立てて話を進めていきたい。

(11) 第 11 回分科会 開催日時：平成 19 年 7 月 13 日 (金) 10：30～12：00 開催場所：まちづくり協働センター会議室 3

●前回分科会の会議録の確認について

前回分科会の会議録（事務局作成案）は、異議なく了承された。

●人権センター機能等について

(コーディネーター) そろそろ A 分科会の結論を出していかなくてはならない。今までの話を受けて人権センターの骨子をまとめ、それをたたき台にして次回の委員会でも再構成していきたい。

松岡さんの話は、大阪の人権のまちづくりの事例に基づいて話をしていただいた。松岡さんが強調されていたのは、三田で人権のまちづくりをすすめるには、従来型の人権センターではなく、被害者と加害者を対立的に捉えるのではなく、両者の関係に目をすえた幅広い施策をしなくてはならないということであった。具体的に言えば、従来型の人権センターは相談と救済が主になっている。被害者が相談に来ると法的解決に誘導していくが、果たして侵害を受けた人や差別をされた人に差別を乗り越えていく力が育っているのかということである。

もう一つは加害者については、啓発や教育をしたりすることばかりであり、なぜ加害者が生まれたのか、人権侵害をする人の環境とか社会的背景がどのようになっているのかということまで理解できていなかった。従来の人権センターは、個々の事案に対する処置で一件落着型である。そのようなやり方は場当たりの、人権のまちづくりという理念が育たない。理念が育つということは、そこに住んでいる人たちが差別とか人権侵害に対して、なぜそのようなことがおこるのか、なぜそのようなことをするのかということについての想像力が欠如していて、共有する力が育っていなかった。それを育てるには、地域の連携が必要だろうと繰り返し言っておられた。そのために地域をどのように捉えるのかといえば、中学校区を一つの地域という具体的な話も出ていた。人権のまちづくりの観点からいえば、差別を受けた人や差別をした人を含みこんだ形で想像力や共有力を育むまちづくりをするべきだという話だった。

三田の人権センターは、「相談と救済」「教育・啓発・企画」という柱になる。それを実際の施策に反映していくためには、市民と行政、あるいは地域と行政が連携した形で進めていくような機能を担うべきだろう。

(委員) 松岡さんの乗り越えていく力というのは、被害者がもっと幸せになりたいとか、我慢をしない自分でいたいという気持ちを育てていくということだと思う。そういう思いに寄り添うことのできる人権センターでありたい。また、中学校区の話があったが、私は広すぎると思う。

(コーディネーター) 障がい者の話が出ていたが、地域にどれだけの障がい者が住んでいるのかを把握することからはじめられた。半年間かけて訪問され、街の現状を把握しておられた。人権センターの相談機能として、乗り越えていく力を育んでいけるような、単に法制上の解決だけでない方向性を見出していかなくてはならない。

(委員) 松岡さんの話を聞いて、エンパワーメントの大切さを感じた。区域は小学校区の方がつながりが深くなる。三同教でも小学校区ごとに地域部会を組織して活動している。

(委員) 法的なバックボーンとして当然日本国憲法があるが、国連が採決している国際条約も大事にしてほしい。外国人のことだけでなくすべての人につながってくると思う。日本が批准しているのは半分ぐらいだと思うが、批准していないものでも三田市として大事にしてもらいたい。

被害者と加害者の両方を救済していくのは賛成だが、非常に難しいと思う。人権条例の話も出ていたが、安易に罰則規定を作らないで人の気持ちが変わっていくような条例ができたらいと思う。

(コーディネーター) 人権センターのメンバーの話が出ていたが、行政と市民、その中でも教員やドイツの例でもあったが宗教者にも関わってもらいたいという話が出ていた。

(委員) 企業の方も必要ではないか。

(委員) 弁護士とか精神科医も必要だ。

(コーディネーター) 人権センターの理念については、単なる人権相談所だけではないということだ。人権のまちづくりに込めているものは、人権問題を三田市民が担い、想像し、共有していくことだ。理念を共有する場であれば何が必要になってくるのか。相談・救済だけでなく教育・啓発・企画も大きな柱になってくる。従来型の講演会や展示だけでなく新しい試みが企画立案できるような、またそこでの成

果が行政施策に反映できるような、市民と行政が一つになって人権のまちづくりをすすめていく組織をつくりたい。組織とか形態だが、実際建物があるわけではないが、立ち上げるとすればどのようなイメージを考えるのか。

(委員) 松岡さんは、そこに住んでいる人がどんなまちにしたいのかを提案しなければならないといわれていた。

(コーディネーター) 啓発・教育という人権センターの機能については、学校の人権教育をコーディネートしていくことが重要な役割になってくる。人権教育を受ける側の子どもたちが人権教育をする側にまわったり、子どもたちの方から人権教育や人権のまちづくりに参加できるプログラムなどを提供することが新しい試みとして大事であり、教育のあり方を中心に考えていきたい。

人権センターを仮に組織すると、どこを場所を想定されるのか。キッピーモールか。相談機能となれば相談者が気軽に来れる、相談者に配慮した空間が必要だ。

(事務局) B分科会でも、インターネットや電話で24時間相談できる拠点が必要だという意見も出ている。

(委員) 外国人や部落差別等の資料を収集して、展示していく調査・研究の役割も大切だ。

(コーディネーター) 大きな柱は相談・救済、啓発・教育、研究調査という3つだが、それらが有機的につながりながら人権のまちづくりという地域の人たちの思いとつながるようにしていくことだ。ドイツの円卓会議のようなものを参考にして提言文を作成したい。

(委員) 箱物は別にして、人権センターに総合の相談窓口がある。相談による救済という部分と、教育・啓発、調査・研究という部分がつながって機能していくようなものが構想できないか。救済はどうすれば本当に救うということになるのか。松岡さんの話でもあったが、お互いに乗り越える力をつけていくことが救済につながっていくことだと思う。

侵害を受けるということは人によって違う。ある地域の人が毎月「同和教育さんだ」を見て職場の昼休みに話をしていたが、自分の地域の記事が掲載されていた日は職場を休んだという。そんな思いをしている人もまだいる。そんな思いをしている人に対してどれだけ寄り添うことができるのか。「部落」といわれた人に対してはつらかったらと見えるが、まったく部落差別がないようなことでもそんな思いをしている人にどれだけ心を寄せることができるのかが大事な視点だと思う。

(コーディネーター) 松岡さんも言っていたが、現実には差別を受けていないときでも、差別をされるのではないかとという恐れがあるといわれていた。

(委員) マイノリティー側は全てそうに感じている。

(委員) 「想像する、共有する、育てる」この3つをつなげていけたら、相談、研究、啓発の3つをつなげることと同じだ。

(12) 第12回分科会 開催日時：平成19年8月10日(金)10:50~12:10 開催場所：西3号庁舎 第5会議室

● 前回分科会の会議録の確認について

前回分科会の会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

● 提言書の内容等について

(コーディネーター) 提言書の方向性を見ていただき、皆さんのご意見をお聞きしたなかでまとめていきたい。提言書ができれば皆さんにメール等でお知らせする。

方向性(骨組み)について説明(別紙：提言書の構成案)。

人権センターの設置の趣旨とか機能については議論されてきたので、ある程度提言書に書いていけるだろう。

B分科会では、相談体制についてはどのようなことを考えているのか。

(事務局) B分科会では人権救済・相談ということで、特にA分科会で出されていた「円卓会議」に関心があり、オンブズパーソン制度の形態として円卓会議もその中の一つの機能として考えられないかという話が出ていた。直接当事者と話をしたり調査をして、「円卓会議」の中で救済を図っていく方法もあるという話をしている。相談体制の中での相談者のケアについては、医療関係者やカウンセラーなども入っていただく必要はある。オンブズパーソン制度については、まだまだ議論する必要がある2期目の課題である。

(委員) 例えばオーバースティ(外国人の不法滞在)で家庭内でのDVなどの相談があった場合、法的に警察等に届けるのか、若しくは人権センターで留めておくのかどちらにするのか。法的に届けた場合、DVを訴えるということではなく、強制送還ということになる。

(コーディネーター) 人権センターは、ある程度独立性を持っていないとそのような相談は受けられない。あくまでも人権救済にかかわる問題であるので、その人がいかなる立場の人であっても人間として救うことが必要だが、実際に救済できるかとなると難しい問題だ。

(委員) 絵にかいた餅にならないようにするために、組織をどうするか。

(委員) 組織、システムを変えていかなければ現状の組織と同じ動きしかできない。

(コーディネーター) 人権の問題に関わる包括的で、独立性のもった組織にしなければならないが、どうしていくかはこれからの課題である。

(委員) 理念を掲げて人権施策をやっていくことはいいが、やはり市長が人権問題をどのように認識しているのかが大事だ。現実的に、教育・啓発を含め全職員にいきわたっているのかといえば疑問である。三田市の場合は、人権推進課と人権教育課があるが、他市ではそれが一つにされたり、人権とつく部署までもなくなっているところもある。三同教(三田市同和教育研究協議会)の中に三企同(三田市企業同和教育推進協議会)があるが、果たして企業の担当者の人たちが人権をどのように位置づけてやっているのか疑問である。企業の中では、部落問題にこだわらずにパワハラやセクハラな

どの人権問題がある。企業としてどのように認識しているのかが大切だ。少子化の問題を考えていくと、当然外国人労働者の人権も課題になってくると思う。人権センターの構成員を考える場合も、例えば部落問題だけでなく他の問題も含めて、どうつなげていくかという幅広い認識を持った人が必要だ。

(委員) 寄り添う側のネットワークも必要だ。一人で関わっていたら、関わりたいのに関われない状況になったとき、ネットワークがあれば他の人をお願いすることもできる。一人で関わっていたら共倒れになることがある。

(コーディネーター) 三田市が市民と協働した人権施策を行うにあたって、どのような組織作りやシステムが必要かというのが一番大事である。その具体的な形が人権センターである。その中で様々な関係する人たちが集まった「円卓会議」のような場をつくって、そこで従来にはない問題に寄り添える形で、真剣に問題をとりあげる場を作ることが重要である。人権センターができたとしても、すぐに考えているような機能ができるというものではない。人間関係やつながりというものは徐々にできあがってくるものであるから、長い時間をかけて育てあげていくことが必要だ。最終的には、このような目標を持って動いていくのだということを提言の中に盛り込んで、そして人権センターの働きのところに具体的なことを書いていけたらと思う。